

## ウクライナに関する EU の対応 クリミア問題を受けて

中西 優美子

(一橋大学大学院法学研究科教授、EUSI 執行委員)

2014年2月下旬に始まったクリミア自治共和国での武装部隊の占拠から3月18日のロシアによるクリミア編入を受け、EUではいくつかの措置が採られてきた。その措置は、大きく2つに分かれる。1つは、制裁措置であり、他方は、経済的支援措置である。

前者の制裁措置は、ロシア国家そのものに対する措置ではなく、特定の個人及び団体に向けた制限的措置の形をとっている。特定の個人又は団体というのは、ウクライナ国家基金を着服したり、ウクライナにおける人権侵害にかかわっている者のことを言う。制限的措置として、まず、これらの自然人や法人に対し、その資金が凍結される措置(理事会決定2014/119/CFSP)が2014年3月5日に採択された(OJ of the EU 2014 L66/26)。これは、EU条約29条に基づく措置である。同条は、「理事会は、地理的または主題別の特定の問題について、連合の方針を定める決定を採択する。」と規定している。この決定は、採択の翌日発効した。同措置の付属書において、関連する個人がリストアップされている。また、この措置を受け、2014年4月14日に実施するための理事会決定(2014/216/CFSP)がEU条約31条2項に基づき採択され、リストの加筆修正がなされた(OJ 2014 L111/91)。さらに、ウクライナの領土保全、主権及び独立を傷つけるまたは脅かす行動に関する制限的な措置(理事会決定2014/145/CFSP)が採られた(OJ 2014 L78/16)。具体的には、そのような行動を行う個人の入国または通過を妨げるという渡航禁止措置である。これは、同じくEU条約29条に基づき2014年3月17日に採択され、同日に発効した。この措置の付属書には21人がリストアップされている。同様にこの措置を実施する措置(理事会実施決定2014/151/CFSP)が3月21日に採択され、そのリストに新たに12人が追加された。これらの措置は、EU条約に定められた共通外交安全保障政策の枠組の中で採られたものである。

他方、後者の経済的支援は、ウクライナに対するものである。ウクライナは、1991年にロシアから独立してから、EUへの加盟を国家の目標として掲げてきた。EUとウクライナの関係は、欧州近隣政策(ENP)及び東方パートナーシップの枠組の中で発達してきた。両者の間では、パートナーシップ及び協力協定が1998年3月1日に発効していた。さらに、両者の間で2007年から2011年にかけて、深く包括的な自由貿易圏(a Deep and Comprehensive Free Trade Area, DCFTA)を含む、連合協定(Association Agreement)を締結すべく交渉が行われ、2012年に仮調印がなされた。2013年11月21日に、ウクライナ内閣が同協定の署名の一時停止を決定した。このことがウクライナのデモを引き起こし、前ヤヌコヴィチ政権が倒れ、その後クリミアのロシアへの編入へと続くことになった。クリミア編入直後の2014年3月21日に、EUとウクライナは、上述した連合協定の一部である政治的規定に署名した。その際、同協定の残りの部分の署名と締結を進めていくことも強調された。

経済的支援措置としては、2つが採択された。1つは、ウクライナにマクロ的財政支援を与える措置(理事会決定2014/215/EU)である。この措置は、欧州委員会の提案に基づき、2014年4月14日に第三国との経済、財政及び技術的援助を定めるEU運営条約213条を法的根拠条文として採択され、翌日の官報公表後に発効した(OJ 2014 L111/85)。もう1つの措置は、ウクライナ製品の関税を削減又は撤廃する措置(規則374/2014)である。

この措置は、欧州委員会の提案に基づき、欧州議会と理事会が EU 運営条約 207 条 2 項に基づき決定したものである。つまり、共通通商政策の枠組で採られた措置である。また、この措置は、上述した DCFTA の一部を前倒しで実施するものである。同措置は、2014 年 4 月 16 日に採択され、4 月 22 日の官報公表後に発効した (OJ 2014 L118/1)。

EU においては、これらの措置の他に、決議や声明がだされてきた。外交安全保障上級代表のキャサリン・アシュトンが議長を務める外務理事会において、ウクライナ問題について随時会合を開き、複数の決議を採択し、ロシアによるクリミア編入を非難してきた。また、上級代表アシュトン自身も非難声明をだしてきた。さらに、欧州首脳理事会は、2014 年 3 月 20 日に決議をだした。そこでは、ウクライナ憲法に反するクリミアでの違法な住民投票を承認せず、クリミアのロシアへの違法な編入 (illegal annexation) を非難し、それを承認しないと述べられた。また、ロシアに対しては次回の EU 及びロシア間のサミットをキャンセルし、ロシアの OECD 及び IEA への加入の交渉の一時停止を支持するとした。加えて、ロシアの行動は、過去 40 年間欧州の分断を克服し、平和でかつ統一された大陸の構築に寄与してきたヘルシンキプロセスの明確な違反であるとした。

欧州における平和と安定に特別の責任を有すると自負する EU は、武力行使を避け、またウクライナにおける武力衝突を防止すべく、EU の機関等 (理事会、欧州首脳理事会、上級代表、欧州委員会、欧州議会、欧州首脳理事会議長) が各自に与えられた権限を行使して、すなわち、EU 条約に定められた共通外交安全保障政策並びに EU 運営条約に定められた他国への経済援助政策及び共通通商政策における EU の手段を用いて、様々な形態において行動している。